

「海外インフルエンサーの発信力を活用した情報発信」に関する業務委託先募集要項

1 委託業務

「海外インフルエンサーの発信力を活用した情報発信」に関する業務（韓国）

2 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり。

3 応募資格

応募の資格者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加するものであること。
- (2) 情報発信や情報収集等の PR 実績が豊富であること。
- (3) 委託事業の実施に当たり許認可や免許等が必要な場合、その許認可や免許等を受けていること又はその見込みがあること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業等に準ずる者でないこと。
- (6) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (7) 日本国および応募者が所在する国・地域で求められる個人情報保護規定に準拠した業務体制を取っていることならびに、日本国および応募者が所在する国・地域で求められる個人情報保護規定に準拠した業務委託契約を締結すること。

4 募集期間

2026年4月16日（木）から2026年4月30日（木）正午まで（日本時間）

5 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 今回の募集における対象国

韓国

※対象国に事務所が設置されていること

(3) 委託金額限度額

150万円以内

※原則として円建てでの支払い。委託費の送金手数料については委託者の負担とする。

(4) 契約期間

契約締結時から2027年3月31日（水）まで

(5) 委託金の支払条件

原則として全ての業務完了後、受託者の請求に基づき支払うものとする。

(6) その他

- ① 企画提案の内容に基づく見積額は、正当な理由がない限り契約時に増減することは認めない。
また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。
- ② 委託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託事務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ委託者の承

認を得ることとする。

- ③ 報告書提出の遅延など業務不履行があった場合には、受託者における違約金の支払い義務の発生、委託者における業務委託費の一部若しくは全部の支払い義務の解除、契約自体の解除等の措置を取るものとする。
- ④ 京都市において議会で審議中である京都市の2026年度予算のうち、本業務に関する予算が採択されない、又は減額された場合、当初条件と異なる契約内容となる、若しくは契約締結ができない場合があることを受託候補者は了承するものとする。

なお、この場合において、委託先候補者は何ら異議を述べず、金品等の請求を行わないものとする。

6 応募手続等

公募に応募するものは、次に示すところにより企画提案書等を提出するものとする。

(1) 担当事務局（提出先）

公益社団法人京都市観光協会
企画推進課 プロモーション担当宛

E-mail : promotion@kyokanko.or.jp

(〒604-0924 京都市中京区河原町二条下ル一之船入町384 ヤサカ河原町ビル8階)

(2) 各種必要書類の提出

① 提出書類及び提出部数

(ア) 応募資格を満たすことを証明する書類（会社案内（個人の場合は履歴書）、直近の決算書、実績を示したのもの等） 1部

(イ) 提案書（任意様式） 1部

企画提案書は本事業に関する企画提案を行うものとし、様式は特に定めない。内容に関しては、別紙仕様書を十分理解したうえで、審査基準を参考に作成するものとする。

なお、以下の内容を企画提案書に含むこと。

i 活動計画

ii ネットワークを有するインフルエンサー一覧

III SNS 露出提案

IV 個人情報保護管理体制

V 見積書（自由様式） 1部

提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

② 提出期限

2026年4月30日（木）正午（日本時間）

③ 提出方法

メール（上記(1)に記載のメールアドレス宛）

(3) 注意事項

① 公募手続きにおいて使用する言語は、日本語もしくは英語、通貨は原則として日本国通貨とする。

② 失格となる企画提案書

企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

(ア) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

(イ) 記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) その他

- ① すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- ② 提出された企画提案書は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。
- ③ 提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ④ 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ すべての提出書類は返却しない。

7 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

受託候補者の選定にあたっては、書類による審査を行う。

(2) 審査基準

評価項目は、次の通りとし、本事業の趣旨の理解度、企画の水準、実効性、事業実現可能性、取組体制の事業遂行能力その他事情を総合的に評価し選定するものとする。

- ① 本事業の趣旨を踏まえ、効果的に実施するための工夫がなされているか。
- ② 円滑に事業を運営できる体制が確保できるか。
- ③ 見積経費については妥当か。
- ④ 仕様書で要求する項目以外のもので、効果的な追加提案があるか。
- ⑤ 委託者の活動に関して、必要に応じてコンサルティングを行うことが可能であるか。
- ⑥ 同種、類似業務の実績が十分であるか。
- ⑦ 日本国および応募者が所在する国・地域の法令を遵守した業務を行うことが可能か。

(3) 通知

選定結果については、全提案者に対してメールで通知する。

(4) 契約

受託候補者に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉し、協議の上契約する。

なお、上記の交渉が調わなかった場合は、次点の者と交渉するものとする。

契約内容は、別紙仕様書及び受託候補者の提案書の内容を踏襲するものとするが、物価の変動等により、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において委託者と受託候補者との協議の上内容を決定する。

8 スケジュール（予定）

2026年4月15日（水）	公募開始
2026年4月29日（水）午後5時	各種必要書類の提出期限
2026年4月30日（木）以降	審査・選定結果通知

9 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施をするために、定期的に委託者と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は原則として京都市に帰属するものとする。